

12.3 工場立ち入り

12.3.1 概論

大気汚染防止法第26条は、ばい煙排出者からの都道府県知事への報告とばい煙排出設備への都道府県知事による立入検査につき規定している。

すなわち、同条により知事が大気汚染防止法の施行に必要な限度において、その職員を工場や事業場に立ち入らせ、ばい煙発生施設、ばい煙防止施設などを検査させることができる。これは大気汚染防止法による規制執行にあたり、その実行性を担保するため与えられた知事の権限であり、立入検査はあくまでもこの法律施行に必要な行政上の措置として行われるものであり、刑事上の犯罪捜査のために司法警察権が認められたものではない。なお、この立入権限は大気汚染防止法第31条により政令で定めた市長に委任されている場合がある。

12.3.2 検査対象事項

立入検査における検査対象事項を以下に列挙する。

- ① ばい煙排出者に関連報告を求め、ボイラ、加熱炉などばい煙発生施設、集塵装置、排ガス脱硫装置などばい煙処理施設とこれらの関連施設、ばい煙発生施設で使用する燃料、原料及びそれらの関係帳簿類の検査
- ② 一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じん発生施設の構造、使用方法、管理方法につき報告を求め、一般粉じん発生施設とその関連施設と関係帳簿類の検査
- ③ 特定粉じん発生者に対し、特定粉じん発生施設の使用の方法、処理方法、飛散防止方法などにつき報告を求め、特定粉じん発生及び関連施設、特定粉じん発生施設で使用する原料及び関連帳簿類の検査
- ④ 特定施設設置者に対し、特定施設の事故の状況及び事故時の措置につき報告を求め、特定施設及び関連施設と関連帳簿の検査

なお、以上の立入検査を実施する職員は、図12.3.1に示す身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

表 12.3.1 大気汚染防止法第 26 条第 2 項の規定による身分証明書

表

←----- 12 センチメートル ----->	↑ 8 センチメートル ↓
第 号	
大気汚染防止法第 26 条第 2 項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
都道府県知事	印
市 長	

裏

大気汚染防止法抜すい
<p>第 26 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙排出者、特定施設設置者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙排出者、特定施設設置者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができる。</p> <p>第 35 条 次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。</p>

12.3.3 立入検査

立入検査は通常2名程度の職員で実施する。まず工場の概要を把握するため、事前に原料から製品が完成するまでの生産工程や作業内容をフローシートで確認する。工場における作業現場での検査にあたっては、ばい煙発生施設の設置届出書を基本にして実施する。検査に必要な確認事項を以下に列挙する。

- ① ボイラ、工業用炉などが検査対象施設である場合には燃料や原料の種類、組成、使用量、炉の種類、構造、規模、能力、バーナなど燃焼機器の形式、能力、排ガス量、排ガス中大気汚染物質濃度、排ガス組成、煙突材質、煙突高さや太さ、排ガス処理装置のある場合には、処理方法、入口管路中大気汚染物質濃度、出口管路大気汚染物質濃度、大気汚染物質除去率、廃棄物処理法など
なお、大気汚染物質の排出基準や燃料使用基準の適合状況を検査するために、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん濃度を測定する。また、燃料検査に供するための試料を採取することも必要である。なお、これら測定実施には、安全確保に十分配慮する。
- ② 合成、分解などの化学反応による作業を行っている場合には、反応容器の構造、反応機構（反応式）、反応温度と圧力、有害ガス処理装置におけるその入口管路中及び出口管路中濃度、廃棄物処理方法
- ③ 総量規制対象工場内には、排ガス中大気汚染物質濃度測定機器が、設置されているから、その測定値を確認する。また、条例、協定でも同様措置がとられている場合にも、同様に確認する。
- ④ 事故時、緊急時の措置、工場内の安全確保上の措置や方策、対応方法、それらの実施体制などにつき聴取し、公害防止組織についても確認する。